

武力紛争時における休戦協定

— 我が国が武力紛争当事国となった場合の協定締結 —

兔澤 仁
堀田 剛志
渡邊 昌幸

はじめに

近年、政治・経済・軍事にわたる国家間の競争が顕在化し、我が国を取り巻く安全保障環境が極めて速いスピードで変化する中、我が国が国際武力紛争に至った状況を想定し、その武力紛争をどのように終結させるのかその際に相手国とどのように合意を形成するのかについての検討は、武力紛争を適切に終結させ、我が国の国益を確保するために必要なものである。この所要に応えるためには、可能な範囲で試論を立て、武力紛争終結に至るプロセスや、留意すべき事項について具体的に検討し、明らかにしていくことが必要である。

本研究は、武力紛争の終結に際しては休戦協定等の合意の形成が必要であるものの、①休戦協定に係る国家実行及び学説の分析や整理が不十分、②我が国が武力紛争当事国となった場合の武力紛争終結や休戦協定に関する研究が不十分、という2つの問題認識に基づいている。検討は、まず現代の国際法における武力紛争終結の方法を確認し、その後、現代の国際法の下での国家間武力紛争における休戦協定の国家実行を調査し比較する。これらを踏まえ最後に、我が国が武力紛争当事国となった場合の協定締結について検討する。その際、我が国が締結する休戦協定については、協定締結のプロセスを中心に検討することとする。

1 武力紛争終結の方法

(1) 伝統的国際法における戦争終結

戦争が違法化される以前の伝統的国際法においては、主権国家間のすべての戦争が合法とみなされるとともに戦争終結の法理が確立されており、

戦争状態は「征服」の場合を除き交戦国間の「平和条約の締結」のような合意によって終了するとされていた¹。

平和条約の締結は、休戦—和平交渉—平和条約という経緯を辿る一般的な戦争終結方法とされていた。ここでの休戦協定は、和平交渉の間の敵対行為を停止させる軍事的側面にとどまり、和平交渉が決裂すれば、敵対行為が再開された。これに対し、平和条約は、領土や賠償など武力紛争の政治的・経済的・社会的側面を包括的に扱うものであり、和平交渉が成功した結果として締結され、これにより戦争は終結した²。また、伝統的国際法における平和条約は、戦争に勝利した結果として戦勝国の欲する和平条件を敗戦国に強制する「権利」として構成されており、戦争の終了時点を基準とした現状承認、すなわち、“武力による現状変更”が認められていた³。

征服は、戦争によって交戦国の一方が相手国の全領土を強制的に取得する領域取得の権原の一つとされていた。同権原は、①戦勝国による敗戦国領土に対する有効な支配の確立と②領有意思の表示により成立した⁴。征服は、交戦国間の合意によらない例外的な戦争終結方法であり、征服によって敵国は消滅し、戦争は自動的に終結した⁵。ただし、戦争過程において相手国の領土を一時的に軍事占領し、占領統治を行うことは領域移転の法的効果をもたらすわけではない⁶。また、征服の2要件を満足しない状況において一方的になされる戦争終結宣言についても、法的に戦争を終結させる効果を有しないとされていた⁷。

(2) 現代の国際法における武力紛争終結

戦争が違法化された現代の国際法においては、「国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する武力による威嚇又は武力の行使の結果締結された条約は、無効である」とする条約法条約第52条の規定により、武力による強制の結果として締結された平和条約は無効とされる⁸。

1 藤田久一「戦争」国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』三省堂、2005年、545頁。

2 廣見正行「現代国際法における国際武力紛争終結の法理」上智大学博士(法学)学位論文、甲第489号、2015年3月、4頁。

3 同上、12頁。

4 小松一郎『実践国際法(第2版)』信山社、2015年、100頁。

5 横田喜三郎『新訂国際法』青林書院新社、1966年、432頁。

6 小松『実践国際法(第2版)』100頁。

7 廣見「現代国際法における国際武力紛争終結の法理」4頁。

8 条約法に関するウィーン条約(昭和55年条約第16号)1969年採択。

また、国家責任条文第41条2項は、「いかなる国も、(中略) 重大な違反によりもたらされた状態を合法的なものとして承認してはならず、当該状態を維持するための支援又は援助を与えてはならない」と規定している⁹。これにより、戦争当事国以外の第三国においても、武力による現状を超えた領土拡大といった国際違法行為を法的に有効として認めてはならないとする非承認義務が課せられていると解釈でき、「武力による現状変更」が成立する法的基盤は失われている。

したがって、戦争の違法化及び武力行使禁止が進展した現代の国際法においては、伝統的な戦争終結方法である、武力による強制の結果としての領域変更又は現状の変更を強制する「平和条約の締結」及び「征服」は、違法行為国、被害国に関わらず、国際違法行為とみなされ無効となり、法的妥当性を有さない。

その一方、伝統的な *jus in bello* を代表する1907年のハーグ陸戦規則における休戦協定は、交戦国の一方的な判断によって戦闘を再開する余地が残されており、伝統的な休戦規定と現代の国家実行との間に乖離がある。

1907年のハーグ陸戦規則は、休戦に関して以下の6か条を規定している¹⁰。

第三十六条【作戦動作の停止】 休戦ハ、交戦当事者ノ合意ヲ以テ作戦動作ヲ停止ス。若其ノ期間ノ定ナキトキハ、交戦当事者ハ、何時ニテモ再ヒ動作ヲ開始スルコトヲ得。但シ、休戦ノ条件ニ遵依シ、所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告スヘキモノトス。

第三十七条【全般的と部分的の休戦】 休戦ハ、全般的又ハ部分的タルコトヲ得。全般的休戦ハ、普ク交戦国ノ作戦動作ヲ停止シ、部分的休戦ハ、単ニ特定ノ地域ニ於テ交戦軍ノ或部分間ニ之ヲ停止スルモノトス。

第三十八条【通告】 休戦ハ、正式ニ且適當ノ時期ニ於テ之ヲ当該官憲及軍隊ニ通告スヘシ。通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時期ニ至リ、戦闘ヲ停止ス。

第三十九条【人民との関係】 戦地ニ於ケル交戦者ト人民トノ間及人民相互間ノ関係ヲ休戦規約ノ条項中ニ規定スルコトハ、当事者ニ一任スルモノトス。

第四十条【違反】 当事者ノ一方ニ於テ休戦規約ノ重大ナル違反アリタルトキハ、他ノ一方ハ、規約廃棄ノ権利ヲ有スルノミナラス、緊急ノ場合ニ於テハ、直ニ戦闘ヲ開始スルコトヲ得。

⁹ 国際違法行為に対する国の責任に関する条文（国家責任条文）2001年採択。

¹⁰ 1907年の陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（明治45年条約第4号）、条約付属書 陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（ハーグ陸戦規則）。

第四十一条【処罰】 個人カ自己ノ発意ヲ以テ、休戦規約ノ条項ニ違反シタルトキハ、唯其ノ違反者ノ処罰ヲ要求シ、且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ権利ヲ生スルニ止ルヘシ。

ハーグ陸戦条約における休戦協定は、文字どおり「戦闘の一時的休止」と解され、戦闘行為を停止させる一方、戦争状態を終結させないものとされており、休戦協定締結後の戦闘の再開が認められている¹¹。

また、現代の *jus in bello* を代表する 1949 年のジュネーブ諸条約や 1977 年の第一追加議定書は、休戦協定に関して具体的に規定していないため、後法優位原則が妥当せず、依然としてハーグ陸戦規則が法的妥当性を有することになり、休戦協定は、武力紛争終結の方法として法的に機能しないことになる¹²。

しかしながら、現代の国際関係においては、休戦協定によって、事実上、武力紛争が終結したとの認識を示す国家実行がある。そして、先行研究の中には、休戦協定が武力紛争を終結させる方法として、次第に重要性が増していると主張するものもある。国際法学者の香西茂は、国家実行としてパレスチナ、朝鮮、インドシナの休戦協定を分析し、休戦は「敵対行為の中断ではなくして、これを終結せしめるものであり、もはやその再開を許さないものである¹³」とし、「休戦協定の成立は紛争の軍事的な面を終息せしめたものとみることができる¹⁴」とその国家実行上の性質を整理している。

なお、現代の *jus in bello*（武力紛争法）を代表する 1949 年のジュネーブ諸条約や 1977 年の第一追加議定書は、文民保護条約第 6 条及び第一追加議定書第 3 条（b）において、*jus in bello* の適用は、武力紛争当事国の軍事行動の全般的終了の時に適用を終了すると規定されており、休戦協定の締結などによってもたらされると解されている¹⁵。

さらに、国際法学者の廣見正行は、この伝統的な休戦規定と現代の国家実行との乖離を克服するための理論的根拠を *jus ad bellum* の観点から提示している。廣見は、*jus ad bellum* が武力行使に課す均衡性原則に着目し、

¹¹ ハーグ陸戦規則 第 36 条、第 40 条。

¹² 廣見「現代国際法における国際武力紛争終結の法理」189 頁。

¹³ 香西茂「休戦の法的性質—パレスチナ、朝鮮、インドシナの休戦協定を中心として—」『法学論叢』67 巻 2 号、1960 年 5 月、66 頁。

¹⁴ 同上、66 頁。

¹⁵ 黒崎将広、坂元茂樹、西村弓、石垣友明、森肇志、真山全、酒井啓亘『防衛実務国際法』弘文堂、2021 年、295 頁。

その時間的限界が休戦協定の発効時点によってもたらされることを論証し、武力行使禁止原則との総合的解釈から「現代国際法において、休戦協定は、武力紛争を終結する法的行為として機能することになる」と結論付けている¹⁶。また、休戦協定の法的性質について、*jus ad bellum*の観点から、期限を定めない休戦協定は、「暫定的」ではなく「恒久的」な性質を有し、重大な違反等を原因とする一方的な協定の破棄や戦闘行為の再開は禁止されると指摘している¹⁷。

(3) 現代の国際法における休戦協定

休戦の種類について、ハーグ陸戦条約第37条は、「部分的休戦」と「全般的休戦」の二種を規定している。「部分的休戦」とは、死者の埋葬や傷者の収容等の目的のために行われる短期間の停戦や一定作戦地域内のみにおいて戦闘行為を停止するものであり、紛争当事国の軍司令官又はその隷下部隊指揮官の権限に基づき、停戦期間や地域が限定された「停戦協定」が締結される。これに対し、「全般的休戦」とは、全作戦地域において、紛争当事国の全部隊の軍事行動を停止するものである。武力紛争の背後に存在した根本的原因の平和的解決を前提として、紛争当事国政府の授権に基づき、休戦期間や地域が限定されない「休戦協定」が締結される¹⁸。また、戦況により一方の紛争当事国が他方に降伏する形式をとる降伏の休戦についても、同様の法的行為として「全般的休戦」に含まれる。本稿が対象とするのは、全般的に軍事行動を停止させ、武力紛争終結の方法として法的に機能する「休戦協定」であり、降伏の休戦を含めた「全般的休戦」である。

休戦協定の内容について、ハーグ陸戦条約第39条は、協定中に盛り込むべき条項等を一切規定しておらず、もっぱら紛争当事国に一任している。戦時国際法を専門とした足立純夫は、休戦協定の形式は、「慣習法及び部隊の慣行による」と指摘し、協定中に規定すべき条項として、①休戦開始の正確な日時、②休戦期間、③主要戦線・識別、④交戦者と地方住民との関係、⑤休戦期間中の禁止行為、⑥捕虜の処理、⑦協議機関、⑧軍事・政治事項の8項目を挙げている¹⁹。

¹⁶ 廣見「現代国際法における国際武力紛争終結の法理」62-128頁。

¹⁷ 同上、189頁。加えて、「国家責任法の観点からは、「違法行為の中止」及び「再発防止の保証」の履行を意味し、武力紛争発生時点の原状を回復する「原状回復」の制度としても機能している」と主張している。

¹⁸ 同上、46頁；足立純夫『現代戦争法規論』啓正社、1979年、264-266頁。

¹⁹ 足立『現代戦争法規論』266-267頁。

2 休戦協定に係る国家実行の比較

本節では、休戦協定に係る国家実行として、現代の国際法の下での国際武力紛争の事例から、国際武力紛争終結の効果をもたらした休戦協定等について、背景や経緯を踏まえ内容を整理する。対象は、中東戦争、朝鮮戦争、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、フォークランド紛争およびコンゴ紛争とする。

各事例において分析する項目は、協定締結者及び協定内容、協定の性質、戦況の優劣とする。協定内容については、足立が提示した8項目を準用し、①休戦開始の正確な日時、②休戦期間、③境界に関する事項(休戦ライン、緩衝地帯)、④難民・避難民・現地住民、⑤休戦期間中の禁止行為、⑥捕虜の取り扱い、⑦休戦監視・協議機関、⑧その他(軍事、政治)とする。協定の性質では、協定内容と武力紛争開始時の国境線(境界線、支配地域)を比較し、武力紛争前の国境線等の復活あるいは変更(新たな国境線、境界線等)の設定のいずれの性質であるか検討する。また、戦況の優劣では、協定内容に影響を及ぼす可能性のある要素として、休戦交渉時における紛争当事国間の優劣を分析する。これらの項目を事例ごとに分析したのち、休戦協定の全般的な特徴および傾向を導出する。

(1) 事例

ア 中東戦争

国連の調停委員会主導により当事者の合意を得て休戦協定締結に至った事例として、第一次中東戦争が挙げられる。本戦争は、1947年の国連安保理決議181号におけるパレスチナ分割案を元に、1948年に建国を宣言したイスラエルに対し、アラブ諸国が反対し戦争を宣言したものである。

終結は、国連パレスチナ調停委員会とその調停官による休戦交渉を経て、1949年2月から7月の間に当事国であるイスラエルとエジプト、レバノン、ヨルダン、シリアの4か国それぞれと一般休戦協定が締結されたことによる。中東戦争の休戦協定内容について整理したものを別表に示す²⁰。

本事例における特徴は、次の2点である。第一は、国連がイニシアティブをとった仲裁により協定が成立したが、交渉における当事国側は、軍人を含む代表团により調整されたこと、第二は、海上捕獲について、本協定

²⁰ S/1264/REV. 1(23 FEB. 1949), S/1296/REV. 1(23 MAR. 1949), S/1302/REV. 1(3 MAR. 1949), S/1353/REV. 1(20 JUL. 1949).

内では禁止する規定がないことを理由に、後年エジプトは海上捕獲が可能と主張したことである²¹。

イ 朝鮮戦争

朝鮮戦争は、国連の集団安全保障が機能し、休戦協定による武力紛争の終結を示した事例である。1948年8月に大韓民国、9月に北朝鮮が建国され、1950年6月に北朝鮮の朝鮮人民軍が、暫定国境線である北緯38度線を越えて南下し勃発、以後、国連派遣軍および中国人民志願軍が参加した。

終結に至る経緯は次のとおりである。勃発した1950年12月には、国連において休戦会談が模索されていたが実現には至らず、1951年5月、戦況が北緯38度線付近で膠着した。北朝鮮・中国の共産陣営は戦況をみて会談に応じることとなり、同年7月に休戦会談が開始された。会談は3回実施され、開始から2年後の1953年7月27日に休戦協定が軍司令官署名により締結された。朝鮮戦争の休戦協定の内容について整理したものを別表に示す²²。

特徴は次の3点である。第一は、交渉と戦闘が並行し、協定の内容のうち、捕虜交換問題をめぐり合意が得られず、交渉が長期化したことである。これは戦況のみならず、戦争の長期化による米国の疲弊を目的とした共産陣営の狙いがあった²³。このような政治指導者の政治的思惑も長期化の一因となる可能性がある。第二は、戦争開始前の韓国・北朝鮮間の境界が北緯38度線という状態に対し、膠着した戦線に沿って境界線が協議により確定したという現状に即した合意が形成されたことである。第三は、休戦協定には海上北方限界線が含まれておらず、協定締結後に国連軍司令部側により **Northern Limit Line (NLL)** が設定された。したがって、当該内容は北朝鮮側も合意した線ではなく、のちに主張の対立につながった²⁴。

ウ イラン・イラク戦争

²¹ 海上捕獲が敵対行為の一種であり、一切の敵対行為を一般的な休戦協定で禁止しているならば、これに含まれるものと解釈すべきであるものの、規定の明確化が望ましいとの指摘がある。香西「休戦の法的性質—パレスチナ、朝鮮、インドシナの休戦協定を中心として—」47-48頁。

²² 朝鮮における軍事休戦に関する一方国際連合軍司令部総司令官と他方朝鮮人民軍最高司令官および中国人民志願軍司令員との間の協定をいう。原文(英語)は、以下を参照のこと。

peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/KP%2BKR_530727_AgreementConcerningMilitaryArmistice.pdf

²³ 斎藤直樹「朝鮮戦争の休戦会談と休戦合意についての一考察」『慶應義塾大学日吉紀要。人文科学』No. 28、慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、2013年5月、36-37頁。

²⁴ 休戦協定とNLLの関連については、森田桂子「韓国と北朝鮮との間の海上境界画定問題」『防衛研究所紀要』第6巻第3号、2004年3月などの研究がある。

イラン・イラク戦争は、以前からイラン・イラクの国境河川の境界線に不満を有していたイラクが、イランにおいて前年に発生したイスラム革命の混乱に乗じ、1980年9月22日、イラン領内に大規模侵攻したことによって開始されたものである。

国連が有効な解決策を示すことができず武力紛争が長期化していたところ、即時停戦等を求める国連安保理決議598号が1987年7月20日に採択された。イラクは速やかに決議受諾の意を表明したが、イランが受諾を拒否したことで戦争は継続された。その後、イラクの本格的な反撃や、米軍によるイラン航空機撃墜事件等による国内での厭戦気運の高まりを受け、1988年7月にイランが決議を採択し、終結に至った²⁵。イラン・イラク戦争の国連安保理決議598号の内容について整理したものを別表に示す²⁶。

特徴は、国連が武力紛争開始から長期間、有効な解決策を示すことができずに武力紛争が長期化したこと、最終的には両国が安保理決議を受諾したことで武力紛争が終結し、安保理決議が休戦協定の役割を担ったことである。

エ フォークランド紛争

フォークランド紛争は、現代の国際法において、降伏的休戦により終結した唯一の事例である。1982年3月、英国が実効支配するフォークランド諸島等に侵攻したアルゼンチン軍に対し、国連安保理が必要な措置をとらない状況において、英国が国連憲章に従い自衛権を行使することにより生じた。

終結に至る経緯は、同年5月20日に英国が上陸作戦を開始し、これを奪還、アルゼンチン軍の降伏により、終結に至った。フォークランド紛争の降伏内容については別表に示すとおりであり²⁷、英国による支配が現在に至るまで事実上再確認されている。

特徴は、戦争中、英国は常に停戦への圧力に晒されたが、奪還作戦を遂行し、アルゼンチン軍を降伏せしめたことである。5月2日には「第3国による一時的な統治」や「双方が主権問題の存在を認めること」等を内容とするペルー・米国調停案が提示されるが、英国による支配の復活を譲らない英国と、領有権を主張するアルゼンチン双方が難色を示し否決された。

²⁵ イラン・イラク戦争の経緯については、ノーマン・フリードマン『湾岸戦争—砂漠の勝利』高井三郎訳、大日本絵画、1993年を参考とした。

²⁶ S/RES/598 (20 JUL. 1987).

²⁷ “Text of Surrender document,” *The New York Times*, June 17, 1982, Section A, p. 16.

上陸作戦開始以降の5月31日には、「即時停戦」と「国連平和維持軍の受け入れ」、「交渉再開」を内容とする米国仲裁案を「軍事的勝利を前に、外交的敗北は許容できない」として英国が拒否し、6月4日には、国連安保理決議によるスペイン・パナマ即時停戦案に対し、拒否権を発動して封じ込めている²⁸。

また、英国は、アルゼンチンを降伏せしめ、実効支配を継続するに至ったが、紛争の根本的原因である領有権問題は解決していない。そして、国際社会がその領有権問題を認知し、平和的解決を求めていることから、降伏の休戦を含めた休戦協定が武力紛争開始時の状態の復活以上の効果をもたらさないことが確認できる。

オ 湾岸戦争

湾岸戦争は、1990年8月2日のイラクによるクウェート侵攻をきっかけに、国連が多国籍軍(連合軍)の派遣を決定し²⁹、1991年1月17日にイラクを空爆して始まった戦争である。

終結は、「クウェートへの賠償」、「大量破壊兵器(生物化学兵器)の廃棄」、「国境の尊重」、「抑留者の帰還」などを内容とする国連安保理決議687号が4月3日に採択され³⁰、4月6日にイラクがこれを受諾したことで休戦となった。湾岸戦争の安保理決議の内容について整理したものを別表に示す³¹。

特徴は、イラクの侵攻が不法なものと認定され、イラクが遵守すべき事項及びイラクに対する措置を規定した安保理決議をイラクが受諾する形での休戦であることが挙げられる。

カ コソヴォ紛争

コソヴォ紛争は、1999年3月24日、コソヴォ自治州アルバニア系住民の分離・独立運動に対して、NATOが中国・ロシアの反対を押し切り、国連安保理決議がないまま、空爆を強行した人道的介入である。

終結については、「ユーゴ軍の撤退」、「国連によるコソヴォ暫定自治管理」などを内容とするG8和平案に基づき、6月9日、NATO—ユーゴ間でクマノヴォ協定を締結し、翌10日、ユーゴ軍の撤退開始を受け、NATOによる空爆の「一時停止」の下令及びコソヴォ和平プランを承認する国連安保

²⁸ 『フォークランド戦争史』防衛研究所戦史研究センター、防衛省防衛研究所、2014年1月、47-56頁。

²⁹ S/RES/678 (29 NOV. 1990).

³⁰ S/RES/687 (3 APR. 1991).

³¹ S/RES/687 (3 APR. 1991).

理決議1244号が採択され、終結に至った³²。コソヴォ紛争の休戦協定内容について整理したものを別表に示す³³。

特徴は、次の3点が挙げられる。第一は、和平案の作成において、G8のようなグローバルな枠組みが機能したこと、第二は、国連安保理を回避して始まった軍事介入が、国連中心の和平案に落ち着き、国連の重要性が再認識されたこと、第三は、安保理の中でも、仲介国として第三国のロシアの役割が大きかったことである。

(2) 休戦協定の特徴及び傾向

前項までの事例における休戦協定の内容について、整理すると表1のとおりとなる。この整理から協定内容を項目別に分析し、休戦協定における全般的な特徴および傾向を導出する。

ア 協定等の枠組み

全般的休戦として武力紛争終結の効果をもたらすものは、当事国間の休戦協定の締結だけではなく、当事国による国連安保理決議の受諾による場合もある。国連(安保理または総会)や他国による仲裁の効果は、事例により異なる。

³² コソヴォ紛争の経緯や武力行使の様相や終息については、三井光夫「NATOによるユーゴ空爆(コソヴォ紛争)の全容—軍事的視点からの分析—」『防衛研究所紀要』第4巻第2号、2001年11月などによる研究がある。

³³ S/RES/1244 (10 JUN. 1999).

表1 休戦協定内容の概要一覧

戦争・紛争名	中東戦争	朝鮮戦争	イラン・イラク戦争	フォークランド紛争	湾岸戦争	コソヴォ紛争		
協定等	休戦協定	休戦協定	安理決議598	降伏文書	安理決議687	休戦協定 安理決議1244		
協定締結者	各国政府代表団 (外務・軍・政治)	国連軍/中・朝軍 現地・総司令官	イラン政府 イラク政府	各現地指揮官	イラク政府	NATO代表 ユーゴ政府代表		
協 定 内 容	休戦開始の正確な日時	○ 開始日時	○ 開始日時	○ 受諾後決定	○ 開始日時	○ 受諾時点	○ 開始条件	
	休戦期間	×	×	×	×	×	×	
	境界に関する事項 (休戦ライン・緩衝地帯)	○ 区画境界線 非武装地域	○ 軍事境界線 非武装地帯	○ 国境の確認	×	○ 実効支配 の継続	○ 国境の確認 非武装地帯	○ 休戦ライン 安全地帯
	難民・避難民・現地住民	×	○ 帰郷権利	×	×	○ 赤十字主導	○ 人道支援	
	休戦期間中の禁止行為	○ 軍事行動	○ 軍増強	○ 軍事行動	×	○ 国際テロ行為	○ 軍の再配備	
	捕虜の取り扱い	○ 捕虜の交換 (国連の統制)	○ 捕虜の送還 (段階的対応)	○ 捕虜の送還	○ 捕虜の送還 (英国の統制)	○ 難民等と同様	×	
	停戦監視・協議機関	○ 国連・当事国	○ 国連・当事国	○ 国連	×	○ 国連	○ 国連・NATO	
	その他	軍 事	○ 防衛力上限等	○ 非武装地帯 武器撤廃	×	○ 武装解除 (英国の統制)	○ CBRN兵器の 廃棄及び開発の制限 等	○ 武装解除
		政 治	×	×	○ 問題解決 専門家チーム	×	○ 財産返還、補償 策輪措置	○ 平和的解決 暫定統治Mission
	協定の性質 開戦前の国境線等の復活/変更 ○国境線等:国境線、境界線、支 配地域を含む。	変更	変更	復活	復活	復活	復活	
戦況の優劣	イスラエル優勢	膠着	優劣は入替り 休戦時イラク有利	アルゼンチンの 降伏	多国軍による イラク制圧	NATO軍優勢		
特記事項	・ 2 国間 ・ 国連仲介の交渉 ・ 海上捕獲明記なし	・ 交渉長期化 ・ 戦況の影響	・ 紛争が長期化 ・ 安理決議を両国 が受諾し休戦	・ 英への仲裁圧力 ・ 国連の機能不全 ・ 露土問題の認知 (仲裁案は不考慮)	・ イラクの遵守事項 等を規定した安理 決議をイラクが受諾	・ G8による和平案 ・ 国連の重要性 ・ 仲裁国の役割大 (特にロシア)		

(出所) 筆者作成。

イ 協定締結者

協定の締結に先立つ内容に係る交渉は、当事国間の外交部門や国連の場で実施されるほか、軍または政府代表団により実施されることもある。合意形成後の署名は、現地司令官や軍の総司令官によるほか、政府代表団の代表者によりなされている。

ウ 休戦開始の正確な日時

休戦開始の正確な日時は、協定締結後の発効時期を明示するものが多い。一方で、「撤退開始後」との条件としている事例もある。

エ 休戦期間

休戦期間の規定については、全般的休戦においては明確な期限を設定されておらず、休戦協定が発効されたのち、「平和的解決が達成されるまで」という条件がみられる。これは、武力紛争の根本問題の解決は別途追求される意味であり、紛争当事国同士が休戦協定で合意するための工夫といえよう。

オ 境界に関する事項(休戦ライン、緩衝地帯)

休戦ラインや緩衝地帯といった境界に関する事項は、支配地域を維持したフォークランド紛争を除き、協定内容として必ず規定されている。これは新たな国境線を規定するものではなく、軍事的な暫定境界線であり、区

画境界線、軍事境界線といった名称の違いはあるが本質は変わらない。ただし、海上に関する境界を規定したものは、協定締結後に設定の必要性が認められた朝鮮戦争休戦協定のほか、該当事例が見当たらない。

カ 難民・避難民・現地住民

難民・避難民・現地住民については、必要に応じ、帰郷に関する規定や人道支援の規定が盛り込まれている。

キ 休戦期間中の禁止行為

休戦期間中の禁止行為については、休戦協定自体が敵対行為の禁止をうたうものであり、戦闘行為や軍事行動の禁止を規定するほか、非武装地帯などの指定区域における武器撤去、あるいは双方の兵力（防衛力という表現もある）の上限等を規定している。

留意点として、明確な規定がなかったことにより当事国の解釈が異なり、新たな対立要因となった事例がある。第一次中東戦争においては、休戦協定に明示的な規定がないことを理由としてエジプトが海上捕獲を開始し、他国との対立を生じた。また、朝鮮戦争の休戦協定においては、未規定であった海上境界線の設定が、協定締結1か月後に試みられたものの、明確な合意に至らず、双方が異なる境界線を主張する状況となった。

ク 捕虜の取り扱い

捕虜の取り扱いについては、朝鮮戦争のように規定内容の合意形成が難航した事例があるが、全般的な傾向として、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定を標準として捕虜の交換や送還について規定されている。

ケ 休戦監視・協議機関

休戦監視および協議機関については、国連による休戦監視機構や当事国を含めた休戦協定の解釈や改善を企図した協議機構の設定がなされる傾向にある。ただし、フォークランド紛争のように、アルゼンチン側の降伏によってイギリスによる支配を確認したことにより、当該機関の設置はなされていない事例もある。

コ その他（軍事）

軍事に関する事項として、武器の撤去、指定区域の兵力上限、増強制限といった制約事項など、軍事に関し、休戦状態を継続させるための武力紛争の再発防止策としての規定がなされている。

サ その他（政治）

政治に関する事項では、紛争の原因たる問題の根本的解決をうたった規定とせず、平和的解決のための枠組みを設置する傾向にある。休戦協定としては政治・領土問題を対象外とし、軍事行動の終結を優先する意図が見

てとれるといえよう。一方、相手国の疲弊を目的とするような政治的思惑がある場合、武力紛争の継続により交渉が長期化することもある。

シ 協定の性質(開戦前の国境線等の復活/変更)

協定の性質については、協定締結の結果、武力紛争開始、すなわち開戦前の国境線(あるいは境界線、支配地域)の復活、あるいは武力紛争の結果として元の国境を越えて軍が展開した状態として、国境線等の変更の2種に大別できる。これは戦況に大きく影響され、優勢側の作為した状況が継続される傾向にある。一方で、劣勢側は協定において、開戦前の国境線等の復活を達成できていないことに留意する必要がある。

ス 戦況の優劣

各事例における協定内容との関係を分析すると、当事国間の妥協点である合意を形成する観点から、戦況の優劣の影響は顕著である。例として領土紛争における戦況優勢側は、中立的な協定内容には同意せず、少なくとも休戦交渉時の支配地域を維持しようとする傾向にある。

以上、6つの事例の比較分析により休戦協定の全般的な特徴および傾向を導出した。これらを踏まえつつ、次節において、わが国が紛争当事国となった場合の休戦協定について検討する。

3 我が国が紛争当事国となった場合の休戦協定

(1) 休戦協定の締結プロセス

ア 我が国における休戦協定の位置付けと協定締結者

我が国が仮に全般的休戦に係る協定を締結する場合、この協定の国際的な文書としての位置付けが重要になる。休戦協定の文書としての位置付けが明確になることで、協定の締結者が明確になるとともに、協定締結に至るプロセスもある程度予測できるようになる。

文書を位置付けるための1つ目の区分けは、この文書が『条約』を含む国際約束であるか否かであり、別の言い方をすると、条約法条約に基づく「条約」に該当するか否かである。また、2つ目の区分けは、「条約」が国内的に「国会承認条約」に該当するか否かであり、総じて3つの文書上の位置付けがあり得るものとして考えられるだろう。

条約法条約に基づく条約は、「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意(単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかん

を問わない。)をいう。」と定義されている³⁴。条約は「合意は守らなければならない」との原則³⁵や、「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない³⁶。」との規定から明らかなように、国際的な法的拘束力を有するものである。条約の締結は、日本国憲法第73条及び外務省設置法第4条に基づき、内閣総理大臣または外務大臣がこれを実施することができる。

条約が「国会承認条約」に該当するか否かの振り分けの基準は、1974年2月20日の衆議院外務委員会で大平正芳外務大臣が述べた「大平三原則」と呼ばれる政府統一見解がある³⁷。これによると、憲法上、国会の承認が必要とされる国際約束(国会承認条約)のカテゴリーは、①法律事項を含む国際約束、②財政事項を含む国際約束、③日本と相手国との間、あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定する意味において政治的に重要な国際約束であって、それゆえに発効のために批准が要件とされているもの、という3種類が挙げられている。「大平三原則」に該当せず、行政取極となる国際約束は、すでに国会の承認を経た条約や国内法あるいは国会の議決を経た予算の範囲内で実施し得る国際約束であり、外交関係の処理の一環として行政府限り(国会の承認なしに)で締結し得ると説明されている。

広義の条約(国際約束)ではない合意は、法的拘束力のない国際合意であり、共同声明や共同コミュニケが該当する。これは、合意を結んだ個人が当該合意を履行することを約束するものであり、道義的な義務であることから「紳士協定」とも呼ばれる³⁸。また、最近の国際社会では、一見、条約の形式と内容をもちながらもその法的拘束性を有さない「非拘束的(国際)合意」と呼ばれる合意が様々な分野で締結されている³⁹。非拘束的国際合意は、外務省を含めた行政府の長が一般的には締結する。

³⁴ 条約法に関するウィーン条約(条約法条約)第2条(条約第16号及び外務省告示第282号、1981年7月21日)。

³⁵ 条約法条約 前文。

³⁶ 条約法条約 第27条。

³⁷ 第72回国会衆議院外務委員会議録第5号2頁(昭49(1974) .220)。

³⁸ 黒崎他『防衛実務国際法』63頁。

³⁹ 同上、64頁。

表2 我が国の国際約束及び非拘束的国際合意

区分	国際約束(広義の条約)		国際約束ではない文書
	国会承認条約	行政取極	(非拘束的国際合意)
要件等	【大平三原則】(※1) ①法律事項を含む国際約束 ②財政事項を含む国際約束 ③政治的に重要であり、批准を発効要件とする国際約束	①既に国会の承認を経た条約の範囲内で実施可 ②既に国会の議決を経た予算の範囲内で実施可 ③国内法の範囲内で実施可	政治的な宣言にとどまる 共同声明や共同コミュニケ等
法的拘束力の有無	あり		なし (紳士協定)
国会承認の要否	必要	不要	
締結者	内閣総理大臣/外務大臣		行政府(※2)

※1: 国会承認条約の判断基準に関する政府の憲法解釈

※2: 内閣総理大臣、外務大臣及び各省庁の長

(出所) 中内康夫「国会の承認を要する「条約」の範囲—現在の運用と国会で議論となった事例の考察—」『立法と調査 No. 429』参議院常任委員会調査室・特別調査室、2020年11月、21頁を元に筆者作成

イ 休戦協定の締結プロセス

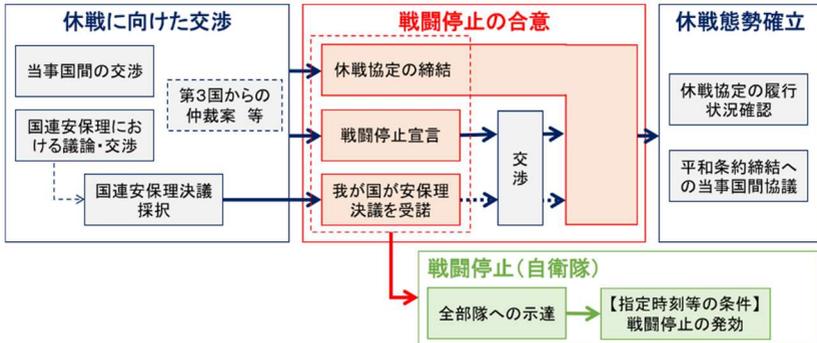
第2節で確認した、近年の国家間の武力紛争の終結は、アルゼンチン軍の降伏によって終結したフォークランド紛争を除けば、休戦協定の締結か、国連安保理決議の受諾のいずれかによって終結している。また、2020年にアルメニアとアゼルバイジャン間で生じたナゴルノ・カラバフ紛争においてロシアが仲裁した第1回の戦闘停止の合意では、アルメニアとアゼルバイジャンの両国外相が、具体的な条件は後日合意するとしつつ、翌日からの「戦闘停止を宣言」し、「平和的解決策を早期に達成するための実質的な協議を開始する」ことに合意した⁴⁰。以上のことから、武力紛争時に戦闘停止の効力を生ずる合意としては、①休戦協定の締結、②国連安保理決議の受諾、③両国間の合意に基づく戦闘停止宣言、の3種類があり得るものと考えられる。この3種類を前小項の分類で分けると、①休戦協定の締結及び②国連安保理決議の受諾は、国際法上は国際約束に該当するであろう。一方、それぞれが国内的に国会承認条約と行政取極のいずれに該当するかについては、合意の内容によって異なるものと考えられる。③両国間の合意に基づく戦闘停止宣言については、ナゴルノ・カラバフ紛争を一つの典型的な例として考えるならば、非拘束的国際合意に分類されるであろう。非拘束的国際合意は、法的な拘束力を有するものではないが、外交関係に

⁴⁰ “Armenia, Azerbaijan agree to ceasefire in Nagorno-Karabakh from Oct. 10,” CGTN, Oct 10, 2020, news.cgtn.com/news/2020-10-10/Armenia-Azerbaijan-agree-to-ceasefire-from-Oct-10-Report-UsWMSRHZkY/index.html.

責任を持つ外相同士の合意は、属する国を拘束するものであり、国際約束の場合と同様に、履行が期待されるものとされている⁴¹。

武力紛争時に戦闘停止の効力を生ずる合意の種類を中心に、休戦協定の締結に係るプロセスを示したものを図1に示す。本研究では、プロセスを4つの段階に整理した。

図1 休戦協定の締結に係るプロセス



(出所) 筆者作成。

「休戦に向けた交渉」の段階は、紛争当事国間で休戦に向けた調整を行う段階である。我が国の武力紛争の場合は、当事国として同盟国である米国を含んだ形での交渉になる可能性が高い。また、近年の国家実行では、休戦に向けた議論が国連安保理の場で行われることが多く、我が国も紛争当事国として安保理の場での議論に参加することが想定される。仮に安保理の場で戦闘停止についての何らかの合意に至った場合は、国連安保理決議が採択されることになると考えられる。その他、過去の国家間武力紛争では、紛争当事国に対し第三国が仲裁案を示すこともあった。我が国の武力紛争に仲裁に入る意図を持った国がある場合は、国連安保理での議論とは別に、このような仲裁案を提示されることもある。この際、武力紛争の早期終結を最優先とするような仲裁案は、我が国の国益を損ねることもあり得ることに留意する必要がある。いずれにせよ、交渉の手段は、状況に応じ柔軟に選択または対応していくことになるであろう。

休戦に向けた相手国との交渉は、我が国では外務省が中心となるが、国家安全保障会議（NSC）における政府及び関係省庁を含めた総合的な審議

⁴¹ 黒崎他『防衛実務国際法』64-65頁。

及び意思決定を踏まえて実施することになると推察される。この際、防衛省は外務省を含めた関係省庁及び NSC と密接に連携し、戦況を踏まえた休戦協定締結のタイミングの進言など、必要な情報交換を常時行うことが必要になるだろう。

「戦闘停止の合意」の段階は、前述した3種類の手段のいずれかで戦闘停止が合意され、休戦協定が締結されるとともに、我が国自衛隊及び相手国軍隊の武力の行使の停止が命ぜられる段階である。戦闘停止宣言によって戦闘行為を停止させる場合は、事後に必要な協定内容を交渉によって確定させ、休戦協定を改めて締結することが考えられる。また、国連安保理決議によって戦闘停止に至ったものの、安保理決議の内容に加えて必要な細部事項を協定によって合意する必要がある場合は、交渉によって紛争当事国間で休戦協定を改めて締結することも考えられる。

「戦闘停止」の段階は、戦闘停止の合意に基づき、両当事国において戦闘停止命令が全部隊に示達され、事前に両当事国間で合意した指定時刻等の条件を満たした時点で、戦闘停止(休戦)の発効に至る段階である。休戦発効の条件は、日時を指定することが多いが、過去の国家実行では「指定地域からの撤退開始」をもって休戦の発効とした例もある。

「休戦態勢確立」の段階は、締結した休戦協定の履行状況を相互またはあるいは第三者によって確認するとともに、平和条約を締結する場合は、それに向けた当事国間協議を実施する段階である。本稿の論述範囲は休戦協定であり、平和条約の内容に係る議論には立ち入らないが、一般的に平和条約は、戦争状態の終了、賠償・請求権問題の処理、及び領土の画定の三大要素を規定すべきものとされている⁴²。

なお、「国際約束」を締結する際の手順と手続きについて、外務省の松田誠が、実務としての具体的な手続きを紹介している⁴³。松田は、すべての国際約束について全く同一の手続きが取られるわけではないと前置きした上で、国会承認条約を例としておおむね次のような手続きになると述べている⁴⁴。

- ① 非政府レベルの専門家の間における協議
- ② 政府間交渉
- ③ 条約文の確定
- ④ 法制局審査

⁴² 小松『実践国際法(第2版)』277頁。

⁴³ 松田誠「実務としての条約締結手続」『新世代法政策学研究』Vol.10、2011年、301-330頁。

⁴⁴ 同上、320頁。

- ⑤ 締結について国会の承認を求めるための国会への提出
- ⑥ 国会における審議
- ⑦ 締結
- ⑧ 効力を発生させるための手続

実務の面でみると、一般的には条約の締結に至る前の手続きに長期間を要することが考えられる。特に休戦協定の場合には、戦況に応じた適切なタイミングで迅速に締結することに特に重要性があると考えられることから、休戦協定をあえて国会承認条約とすることが、我が国にとって著しい不利益になることも考え得る。このような場合、協定内容が行政取極の範囲に収まるよう、相手国との案文交渉の過程で、我が国の既存の法律や予算が行政府に付与している権限の範囲内で行うことに絞るよう工夫を試みることは可能であり⁴⁵、必要とされるであろう。

（2）休戦協定締結に係る提言

これまでの議論を踏まえ、休戦協定の締結に係る提言を述べる。提言は、前述の協定締結プロセスの4つの段階に分けて示す。

ア 休戦に向けた交渉の段階

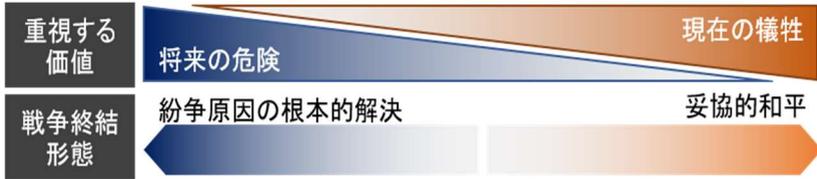
休戦に向けた交渉の段階では、交渉の中心となる外務省との密接な連携及びNSCにおける適切な進言が必要である。本稿で示したように、我が国の国益を確保するためには、我が国がより優位な戦況で休戦に合意することが必要であり、そのためには作戦の状況と今後の見通しを含めてNSCや外務省と状況認識を統一し、NSCにおける適時適切な意思決定に寄与するとともに、相手国と調整に当たる外務省を積極的に支援する必要がある。

なお、休戦に係る政府としての総合的な判断について、千々和泰明は、紛争原因の根本的解決を望むと現在の犠牲が増大し、妥協的和平を求めれば将来の危険が残るという『紛争原因の根本的解決』と『妥協的和平』のジレンマが生ずると論じている⁴⁶。NSCにおける意思決定は、ジレンマの作用を考慮したうえで、我が国の国益に資するよう総合的に判断されることが必要であり、ジレンマの均衡点を探るために必要な「将来の危険」と「現在の犠牲」の評価は、防衛省・自衛隊としての見解が一つの大きな要素になり得るであろう。

⁴⁵ 小松『実践国際法（第2版）』284頁。

⁴⁶ 千々和泰明『戦争はいかに終結したか 二度の大戦からベトナム、イラクまで』中央公論新書、2021年、15頁。

図2 「紛争原因の根本的解決」と「妥協的和平」のジレンマ



（出所）千々和泰明「戦争はいかに終結したか 二度の大戦からベトナム、イラクまで」中央公論新書、2021年、17頁。

また、あらゆる局面における米国との協調が必要である。仮に、武力紛争の終結に係る認識に米国との間で差が生じてしまうと、相手国との交渉に足並みをそろえてあたることができなくなり、相手につけ込まれる隙を与えかねない。また、国連等の場で、武力紛争の可及的速やかな停止のみを重視し、我が国の国益を損ねかねない提案が採択されることは避けなければならない。そのためにも、同盟国であり安保理常任理事国でもある米国と調整しつつ我が国の国益を確保できるよう認識を合わせて、武力紛争を終結に導いていく必要がある。

イ 戦闘停止の合意の段階

休戦協定は、我が国にとって有利な時期に速やかに合意し、締結することが必要であり、そのためには協定の締結手続きは可能な限り短期間で実施されることが望ましい。このような場合においては、国際約束ではあるが国会の承認を必要としない「行政取極」とすることが望ましく、外務省の努力と工夫によるところではあるが⁴⁷、国益のために求められるであろう。

ウ 戦闘停止の段階

休戦協定の発効後に誤って相手を攻撃することがないよう、戦闘停止のタイミングには配慮が必要である。仮に、既に戦闘が一時的な休止状態であれば「即時停戦」という規定があり得るが、戦闘が継続中であれば、潜水艦等への一定の示達時間を考慮し、余裕を持った時間での発効とすべきであろう。一方、過去の武力紛争⁴⁸では、休戦直前に、事後の交渉を有利にすべく、両軍が最後の攻勢をかけた事例が存在する。戦闘停止までの期

⁴⁷ 小松『実践国際法（第2版）』284頁。

⁴⁸ 例として、イラン・イラク戦争。

間によっては相手国が同様の攻勢をかけてくる可能性があることを考慮する必要がある。

エ 休戦態勢確立の段階

休戦協定締結時の戦況の優劣によらず、休戦後の偶発的衝突防止策として、防衛省—相手国国防担当部門との間のホットライン設置や、海上衝突回避規範(CUES)の再確認が考えられる。これらの2国間の信頼醸成措置は、平素から推進して態勢を構築しておくことが、そもそもの武力紛争発生を防止する観点からも適当であろう。

おわりに

本稿では、武力紛争時における休戦協定について、武力紛争終結の方法を調査し、「現代の国際法において、休戦協定は、武力紛争を終結する法的行為として機能する」こと等を確認した。また、休戦協定に係る国家実行の比較を行い、劣勢側は協定において武力紛争開始時の国境線等の復活を達成できておらず、戦況の優劣が協定内容に大きく影響を受けることを確認した。最後に、我が国が武力紛争当事国となった場合の休戦協定の締結について検討し、休戦協定締結に係る提案を述べた。総じて、これまで海自内では研究が不十分であった武力紛争の終結について、蓋然性がある選択肢を提示できたことは、本研究の一定の成果である。

武力紛争終結は、NSCにおいて、外務、防衛、その他関係省庁を含めた政府全体として総合的な審議・意思決定を行って導いていくものである。本稿では休戦協定の内容が武力紛争の優劣に大きく影響を受けることに着目し、優勢な状況下での速やかな協定締結を追求することが、我が国の国益を確保することにつながるものと論じた。一方、千々和が論ずるような『紛争原因の根本的解決』と『妥協的和平』のジレンマの中での戦闘停止(武力紛争終結)に係る政府の総合的な判断については、今後さらに検討し、武力紛争の状況下で自衛隊としてどのような進言をしていくのか等について、議論を深めていくことが必要であろう。

また、現代における武力紛争では、武力の行使の基準があいまいなサイバー攻撃や、相手国の世論に影響を及ぼすプロパガンダなども、武力紛争を再発させる要因になりかねない。これらを一概に「敵対行為の禁止」として規制する内容で相手国と合意し得るのか、また、合意したとしてその履行を確認できるのかについては、今後検討が必要である。

さらに、本稿では触れなかったが、我が国が休戦協定を締結する場合の協定内容について、我が国が武力紛争当事国となる可能性のあるケースを想定し、考え得る協定内容を導出しておくことは、事態生起時の我が国の国益を確保する観点から、必要な検討であろう。

いずれにせよ、武力紛争の終結に係る検討は、今後も継続していく必要がある。政府としての武力紛争終結に係る総合的な判断や、防衛省としてのエンドステイトを見据えた戦い方について、演習の機会を活用して検証し、知見を蓄積していく必要があるであろう。本研究がその一助となれば幸いである。

別表 休戦協定の内容

項目	中東戦争休戦協定※1	朝鮮戦争休戦協定※2	イラン・イラク戦争の休戦協定※3
協定締結者	政府代表団として、外務、軍、軟法担当(要人は大佐)が参加	国連軍: 米陸軍/ウィリアム・ハリソン Jr 中校 中朝軍: 北朝鮮/南日大尉 上記署名後 国連軍司令官: マーク・W・クラーク大尉、 朝鮮人民軍最高司令官 金日成、 朝鮮人民軍司令員 彭徳懷 署名	イラン、イラク側とも国家主体
休戦開始の正確な日時	1949年 明記あり。批准なし。署名成役後効	1953年7月27日 1000 (KST) 署名。2200 (KST) 発効	1988年8月20日
休戦期間	緊急時、最終的な平和的解決が達成されるまで	最終的な平和的解決が達成されるまで	規定なし
境界に関する事項 (休戦ライン/緩衝地帯)	休戦区画線と非武装地帯の設定。 (地図による明確化)	軍事境界線と非武装地帯の設定。 (地図による明確化、表示物の設置)	アルジェ宣言(1975年)に基づく境界からの離隔の取置
難民・避難民・現地住民	領域内の大規模な戦争・敵対行為禁止 難民の帰還に関する規定なし	開始以前に居住していた地域への帰還権利	規定なし
休戦期間中の禁止行為	陸海空でのすべての軍事行動	陸海空でのすべての軍事行動	陸海空でのすべての軍事行動
捕虜の取り扱い	交換は国連の監督および規制下。署名後の一定期間を設定	休戦合意後、60日以内の帰還請求 (捕虜に帰還の意思を確認、眼指す対応)	敵対行為の停止後、遅滞なく捕虜を解放し送還
休戦監視・協議機関	国連休戦監視機構 (UNTSO) 混合休戦委員会	軍事休戦委員会、中立派遣委員会、 中立国監視委員会	国際連合イラン・イラク軍事監視団 (UNIMMOG)
その他	軍事: 撤退計画、地雷除去、防衛力の上昇 軟法: 規定なし。 軍事案件に限定、軟法・領土問題は対象外	陸海空域の尊重、朝鮮に対し対峙の禁止 軍事境界線・非武装地帯への通過進入許可権 規定なし。 軍事案件に限定、軟法・領土問題は対象外	規定なし。 イランとイラクは、本解決問題解決のため 事情地帯と協力 ・紛争発生調整のための問題検討 ・復興開発の専門チーム任命 ・地域の安全を強化の方策検討
協定の性質 (開戦前の国連議案の復活/変更 出度議案等・国連議、境界線、支配地域を含む)	開戦前の境界線が了承される状況になかったため、開戦による変更 ※第2次~4次はイスラエルによる変更(承認なし)	変更	復活
戦況の優劣	イスラエル優勢	北緯38度線付近で膠着	膠着していたが、休戦はイラクの本格的攻撃開始時点
項目	フォークランド紛争の陸決内容の概要※4	湾岸戦争の休戦協定内容の概要※5	コソヴォ紛争の休戦協定内容の概要※6
協定締結者	英 国 : フォークランド防務地上軍司令官 ムーア少将 アルゼンチン : マルビナス防務総軍司令官 バキナス少将	イラク(国家主体)	NATO代表: ジャックソン中尉 ユーゴ代表: マルヤノヴィッチ大尉、 スタバノヴィッチ中尉
休戦開始の正確な日時	1982年6月14日 2359 Z 時	イラクの空母艦隊沈没 687号の受降時点 (1991年4月6日)	ユーゴ軍撤退開始後
休戦期間	規定なし	規定なし	規定なし
境界に関する事項 (休戦ライン/緩衝地帯)	(英国による支配を事実上承認)	・過吉の合意に基づく国境の縮短 ・「カカルアブドラ」と、境界線からイラク側10 キロ、クウェート側5キロの非武装地帯設置	・コソヴォ自治州獲得後に5km幅の地上安全地 帯を設置 ・25km幅の航空安全地帯を設置
難民・避難民・現地住民	規定なし	赤十字国際委員会がクウェート及び第三国 国民の本国送還	難民・避難民の安全な帰還 ・人道援助が可能な環境の確立
休戦期間中の禁止行為	規定なし	国際テロ行為の禁止	ユーゴ軍等のコソヴォ及び安全地帯への立入、 固定翼、回転翼機の進入、 レーダー、ミサイルの配備
捕虜の取り扱い	1949年のジュネーブ条約に依る者をもって扱うこと ・停戦および宿営施設に関し英園のあらゆる指示に依ること	難民・避難民・現地住民 項に同じ	規定なし
休戦監視・協議機関	規定なし	国際連合イラククウェート監視団 (UNIKOM)	NATO 軍を中核とする国際治安部隊(EFOR) ・国際連合コソヴォ暫定行動ミッション(UNSMIK)
その他	軍事: フォークランド防務等におけるアルゼンチン軍の 武装解除 軟法: 規定なし	化学兵器、生物兵器の廃棄 核兵器の研究、開発、実験、製造施設取 除等の制限 ・財産の処理、捕虜 ・イラクに対する降参措置	コソヴォ解放軍(KLA)およびその他武装集団の 非軍事化 ユーゴスラビアの主権と領土保全 平和的解決の促進 etc.
協定の性質 (開戦前の国連議案の復活/変更 出度議案等・国連議、境界線、支配地域を含む)	復活	復活	復活
戦況の優劣	アルゼンチンの降伏/英国の完全勝利	多国軍によるイラク制圧	NATO軍の優勢

(出所) ※1: イスラエルとアラブ4か国(エジプト、レバノン、ヨルダン、シリア)との一般休戦協定を元に筆者作成、※2: 朝鮮における軍事休戦に関する国際連合軍司令部総司令官と朝鮮人民軍最高司令官および中国人民志願軍司令員との間の協定を元に筆者作成、※3: 国連安保理決議 598号を元に筆者作成、※4: 降伏文書を元に筆者作成、※5: 国連安保理決議 687号を元に筆者作成、※6: 国連安保理決議 1244号を元に筆者作成。